

総務環境委員会記録

1 日 時 令和8年6月25日（木曜日）

開 会	午前10時02分
休 憩	午前10時44分
再 開	午前11時05分
休 憩	午前11時28分
再 開	午前11時43分
閉 会	午前11時57分

2 場 所 第 1 委 員 会 室

3 出席委員 10人

委 員 長	織 田 伸 一
副委員長	岡 部 享
委 員	金 山 茜
//	松 井 邦 人
//	高 田 真 里
//	高 道 秋 彦
//	谷 口 寿 一
//	市 田 龍 一
//	松 尾 茂
//	柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 説明のために出席した者

【企画管理部】

部長	清水 裕樹
法務統括監	福島 武司
部次長	中田 祐一
部次長（人口減少少子化対策・総合計画・官民連携推進担当）	山口 雅之
参事（公文書館長）	長崎 秀樹
参事（職員研修所長）	寺島 優子
企画調整課長	堀 友彰
行政経営課長	東福 光晴
文書法務課長	柳瀬 貴嗣
職員課長	山口 敬
秘書課長	大浦 寛之
広報課長	前坪 勝児
情報システム課長	中川 哲也
文化国際課長	水原 秀樹
スマートシティ推進課長	児島 誠
ガラス美術館次長	石黒 隆司
富山外国語専門学校事務長	開田 直人
富山ガラス造形研究所事務長	千石 将史
企画調整課主幹（調整担当）	奥田 直磯

【環境部】

部長	石金 俊介
部次長	光岡 伸一
部次長（廃棄物・ごみ減量推進担当）	原 雅博
環境センター所長	高土 春樹
参事（環境保全課長）	桜井 光王
参事（廃棄物対策課長）	長森 貴弘
参事（環境センター業務課長）	石黒 智司
環境政策課長	仙石 正明
環境センター管理課長	宮田 一博
環境政策課主幹（調整担当）	高島 渉

【財務部】

部長	刑部 博規
部次長	中山 武史
部次長（税務担当）	秋 俊浩
参事（管財担当）	佐伯 誠司
参事（管財課長）	加藤 孝一
財政課長	越村 真
契約課長	吉田 良隆
納税課長	谷島 洋
市民税課長	原城 禄充
資産税課長	金田 紀和
債権管理対策課長	梨木 孝人
財政課主幹（調整担当）	加藤 暁美

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課議事係長	河原 圭祐
議事調査課主査	竹之内 慧
議事調査課主任	澤井 将

7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和8年6月定例会の総務環境委員会を開催いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、金山委員、松尾委員を指名いたします。
これより、総務環境委員会企画管理部所管分の議案の審査を行います。
議案第128号 富山市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

職員課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

岡部委員 ただいまの説明で、ここでいう定数とは上限のこと
で、超えてはいけない枠を意味するということでした。
現行の定数4,829人を4,240人に削減するということだ
と思いますが、議案説明資料1ページの(2)改正内容
の表について幾つか確認していきたいと思います。
まず、①の定員適正化計画の目標数を基礎とした4,
050人についてですが、これは令和8年4月1日現在
の職員数4,055人から5人減らすということだと思
います。これは定員適正化計画の中で進めているこ
となのでいいのですが、②で近年の実績から年度
内退職者数を100人と見込んでいるのですけれど
も、年度内退職者ですから、令和8年4月1日現在
の職員数から減る人数ということでもいいのです
か。

職員課長 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間

に普通退職される方や定年退職される方の数を見込んでおります。

岡部委員 ということは、今は6月ですから、もう既に4, 055人から何人か減っているのですか。

職員課長 そのとおりです。

岡部委員 この100人という人数は本来、年度当初に見込むべきではないかと思うのですが、どのような見解でしょうか。

職員課長 5か年の定員適正化計画の目標値を4, 050人としておりますが、これは5年分の退職者数と採用者数を見込んだ結果、4, 050人になるということですので、ある意味見込んでいると捉えていただきたいと思います。

岡部委員 見込んでいるということであれば、定数条例の中に年度内退職者数100人を加算する必要があるのかがちょっと疑問で、矛盾があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

企画管理部長 今、委員からの御質問に職員課長がお答えしましたが、最初の前提にずれがございまして、職員数は令和8年4月1日現在であり、①の4, 050人は令和12年度末である令和13年3月31日の人数になります。②は、令和8年4月1日現在の職員数から生じてくる退職者を見込んでいるので、令和8年4月1日の4, 055人と①と②を足した4, 150人を比較していただければ、令和8年度と令和13年度の4月1日時点の比較になります。今回の計画は、職員数を減らすものではなく、逆に職員数を増やす計画であり、その前提について説明させていただきたいと思います。

岡部委員 令和8年4月1日時点での職員数があって、①の数字があると、5人減らすように見えるものですから、

そうであれば、②の１００人の部分が非常に分かりにくい表現になっていると改めて言いたいです。その分を増やすのであれば問題ないと思います。

それから、次の③の再雇用職員ですけれども、これは本来であれば定数内職員だと思います。きちんとカウントするのはいいことだと思いますので、定数内に見込んでいただきたいと思います。

改正後の条例で定める定数の合計４，２４０人と①、②、③の合計４，２３４人を比較すると、枠としては余裕が僅か６人しかないので。先ほどの説明で超えてはいけない枠とおっしゃったことが非常に気になります。いろいろと突発的なことが発生した場合、会計年度任用職員で対応することもあると思いますけれども、一般的には、実際の職員数と職員定数にはある程度余裕があったほうがいいのではないかと思います、その辺りはいかがですか。

職員課長

直ちに定数である上限枠を超えることはなかなか想定しにくい部分があります。なぜなら、（２）改正内容のウにゆとりがありますし、その他、突発的なことがあった場合には、これまで消防部局が実施してきたように、随時、条例を改正することも考えられますので、そのような考え方で定めております。

岡部委員

一般的に、業務量に応じた職員数の見直しは常に行っていないかとは思っています。

過去の議会答弁の中で、森前市長は、数が減ればいいという美学は全く持っておりません、必要なところには必要な人員を配置する、それが基本だと思っておりますと答弁されています。今も言いましたように、あまりかつかつの定数条例にするのはいかなものかという気がしたので質問しましたが、部長の所見があればお願いします。

企画管理部長

たしかに、今回御提案させていただいている定数は定員適正化計画の人数と比べて、それほどゆとりがない人数になっておりますが、まずはこの人数を目指して職員採用を進めていきたいと思っています。

5年後になるのか3年後になるのか分かりませんが、この条例の定数を見直す必要があると判断をしたときには、これまでのように長期間見直しをしないという考え方ではなくて、その都度、条例改正のお願いもしながら、職員数の在り方を考えていきたいと考えております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第128号の討論に入ります。
討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第128号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。
以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第23号 経営状況報告の件（株式会社富山市民プラザ）、
報告第24号 経営状況報告の件（一般財団法人富山市民ガラス工芸センター）、
報告第25号 経営状況報告の件（公益財団法人富山市民文化事業団）、
以上3件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

企画調整課長 「報告第２３号について、
議案書により説明」

文化国際課長 「報告第２４号について、
報告第２５号について、
議案書により説明」

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
次に、企画管理部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

谷口委員 今日の報道等に副市長の交代の記事が出ておりましたが、これは当局からの情報ということでよろしいですか。

職員課長 まず、一般的な話といたしまして、人事に関する情報につきましては、なかなか公にすることができない内容が多く含まれております。その上で、今回の人事案件につきましては、通常の定期人事異動とは性質が異なりますので、回答を控えさせていただきたいと思います。

谷口委員 明日、各派代表者会議が開催されますが、本件の協議は事案の性質上、非公開で行います。議会にまだ示されておらず、各派代表者会議も開かれていないのに、なぜ新聞に記事が出るのか不思議に思ったので、この場で言わせてもらったのですが、どこからの情報なのか知りたいと思います。
今回は写真も出ておりましたから、当然、当局からの情報なのだろうと思いますが、議会との関係を考

えると、段取りとしてどうなのでしょう。部長はどのようにお考えですか。

企画管理部長 私どももいろいろと精査しながらここまで進めてきておりますし、今後も市議会議員の皆様にはお願いしていきたいと思っております。
こうした中で、これまで国からお迎えしております副市長の人事案件については、従前の進め方を参考に、現在も進めさせていただいており、今回も、前回やそれ以前の進め方を踏まえておりますので御理解いただきたいと思いますと思っております。

谷口委員 このことに関しては、明日の各派代表者会議や議会運営委員会が終わった後に、マスコミに公表し、翌日の新聞記事に出るのが本来の流れだと私は思っております。
最終的に副市長の人事案件は議会最終日で諮られるのですから、その前に情報が出るのは仕方ないとしても、議員がまだ正式に聞いていない間にマスコミが公表してしまうのは、今後ちょっと考えていかれたほうがいいのではないかと思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務環境委員会企画管理部所管分を終了いたします。

午前 10 時 44 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 05 分 再開

委員長 これより、総務環境委員会環境部所管分の議案の審査を行います。  
議案第 131 号 富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

廃棄物対策課長 「議案書及び議案概要書により説明」

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

松井委員 条例が制定されてから施行するまでは、基本的に大体半年から1年ぐらいの期間があるイメージでしたが、今回の家庭ごみ有料化制度導入に関しては、やはり市民にとっても大事な案件だということで1年3か月という長い期間を設けているのだと思います。私たち議員としても、この制度の仕組みを正しく理解した上で市民に伝えることが議員の役割だと思いますが、施行までの1年3か月を環境部はどのような姿勢で臨んでいきたいと思っているのか、環境部長の決意をお聞かせください。

環境部長 本市の家庭ごみ有料化制度につきましては、令和3年3月議会で当時の自由民主党、村家 博議員の代表質問に対し、当時の環境部長が有料化導入の検討の必要性に言及してから、はや5年余りの歳月が経過しており、これまで様々な皆様に御意見や御提言をいただきながら、ようやく条例改正案をお示しできるまでになりました。これは議員の皆様や市民の皆様の御理解、御協力のおかげであると考えております。

この制度案につきましては、本市がお示しした基本的な考え方をベースに、富山市環境審議会での議論に加え、住民説明会や出前講座、パブリックコメントなどを経ながら、都度、見直しを重ね、市民の皆様と共につくり上げてきたものであると考えております。

本年6月議会におきまして議員の皆様には条例改正案及び補正予算案を御承認いただけましたら、住民説明会を密に開催し、市民の皆様の御理解を丁寧に深めていくとともに、なかなか説明会等に御参加いた

だけない方々にも、「広報とやま」や市ホームページのほか、SNSやアプリなども活用し、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

家庭ごみ有料化以外にも、今年度からごみ減量化や資源化の推進を目的に展開しております富山市版もったいない運動など、まだまだ取り組むべき課題もたくさんありますが、環境部職員一同、決意を新たにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

松井委員

今、決意をお聞かせいただきました。

過去の一般質問でも、本年6月議会の一般質問でも話がありましたが、家庭ごみ有料化で大事なことは、いずれ避けては通れないごみ焼却施設の更新があります。本市としては、それだけではなく、神通大橋や富山市民病院も建設してからもう四十数年が経過しています。そのほかにも、今、富山地方鉄道の問題など、今後、費用のかかる案件が本市には大きくのしかかってくる可能性があると思います。家庭ごみ有料化制度導入に当たっては、将来的な更新費用をどのように確保していく必要があると考えているのか、部長の見解をお聞かせください。

環境部長

ただいまの委員の御指摘のとおり、本市においては、この人口減少時代において大型公共施設の更新など、大きな財政負担を伴う事業が今後多く控えているものと承知しております。

このような中において、ごみの処理費用については、医療費や社会保障費などとは異なって、行政や市民の皆さんの取組によってその支出を減らすことができる数少ない事業であると認識しております。また、家庭ごみ有料化において市民の皆さんからお預かりする手数料を将来市民のために基金などの形でしっかりと準備していくことは大変重要であると認識しております。しかし、ごみを減量化することによりごみ処理にかかる費用を低減したり、将来建て替える施設の規模をコンパクト化することも将来世代に対する大きな負担軽減につながることから、このこ

とについて市民の皆さんにしっかりとお伝えし、御理解、御協力をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

一方で、現在の物価高騰の中、市民の皆様の生活を守るという観点も非常に重要であり、現在の手数料の水準はごみの減量効果を担保した上で市民に過重な負担を与えない水準として富山市環境審議会でも御了承いただいていることから、現時点では直に見直すという考えはございません。

また、昨今の中東情勢や円安等の影響で指定収集袋の作成経費など、有料化にかかるコストも増大傾向にあることから、例えば袋の素材の見直しやデザインの簡素化、広告収入を充てるなど、知恵を絞って将来に必要な財源をしっかりと確保できるよう、考え得る様々な工夫を講じてまいりたいと考えております。

ただ、先ほどいただきました御指摘は、環境部だけではなく、市全体にとっても大変重要な御指摘であると認識しておりますので、重く受け止めております。

市田委員

今、松井委員からも発言があったように、やはりこれから大型施設の更新が控えております。特にクリーンセンターは数十年前に建て替えた際に約450億円かかったと聞いております。

その中で、将来の負担を軽減する観点やごみの減量の観点から有料のごみ袋に変えていくことは妥当な時代の流れなのだろうと思います。

ただ、1リットル当たり1円と定める手数料については、市民の皆さんの多くは45リットルの大きな袋で排出しており、1袋45円の負担となります。今使っている富山地区広域圏指定ごみ袋は幾らなのかと昨日妻に聞いたら、スーパーに見に行ったらどうかと言われ、見てきたところ、50枚入りが470円ぐらいで、1枚当たり約9円でした。1枚約9円のごみ袋が45円になり、5倍ほどの負担になります。現行のごみ袋を有料のごみ袋に変えていく中で、令和9年10月1日以降、従来のごみ袋は出し

てはいけないのです。長年の習慣でごみを出していると、うっかり出すこともあります。故意に出す人はいないと思いますが、高齢者の方もいらっしゃるし、そのための周知徹底も必要なのではと思うのですが、そのような場合、ごみステーションに出されたごみをどのように処理して対応されるのか、お聞かせください。

廃棄物対策課長 今ほど御質問いただきましたように、条例改正が行われてから1年3か月の準備期間がありますので、その間にしっかりと新たなごみ出しルールの周知徹底をまずお願いしてまいりたいと思います。

また、現在お使いの透明または半透明のごみ袋や、富山地区広域圏が認定しているごみ袋などにつきましては、有料化導入後も、資源ごみなどの有料化の対象とならないごみに引き続きお使いいただくことができますので、その旨もまた周知してまいりたいと思っております。

誤って旧のごみ袋を使われた場合には、やはり制度の周知が大切ですので、現在と同様に違反シールを貼ることになると思います。うっかり間違われた方には、ごみを一旦引き取っていただき、正しい収集日に出していただきます。もし、ごみが集積場にずっと残っているようであれば、地域の皆様に御迷惑はかけられませんので、次の収集日には回収し、時間をかけて皆さんに新しいルールを覚えていただくように努めてまいりたいと考えております。

市田委員 現行でも正しくないごみの出し方をされた方には、収集員の方が違反シールを貼って指導しています。しかし、従前のごみ袋がまだ手元に残っている、また、今の社会情勢の中でナフサ不足の問題もあって、現行のごみ袋を買い込むこともあるかと思っております。

私が言いたいのは、令和9年10月1日から制度が変わりますが、きっちりし過ぎると、市民にまた負担がかからないのかということです。制度開始までに一生懸命周知徹底されるのですが、例えば1

0月1日から1か月ぐらいは誤って排出されたごみも回収していただいて、町内にはこのような違反がありましたと指導しながら、移行期間を設けてはどうかと思うのですが、いかがですか。

廃棄物対策課長 皆さんに等しく手数料を御負担いただくという観点からは、やはりスタート地点はしっかりと統一して皆さんに守っていただきたいと思っております。また、誤って排出されたごみにつきましては、先ほど申し上げたように、注意喚起のシールや、現在の案では、地域の町内会の方に経済的な御負担を生じさせないように、事前にボランティアごみ袋等を町内会に配布するなどの対応も予定しておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと考えております。

市田委員 いろいろな先進事例を見ながらしっかりと準備されているのですが、やはり環境の富山市だ、ごみ出しの優等生だと言われるような、市民の意識の醸成を図るしっかりとした対応や準備をさらにお願ひしたいと思っております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第131号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

岡部委員 議案第131号 富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について反対討論をいたします。  
今ほど各委員の皆さんからも様々な観点から意見がありまして、環境部長並びに担当課長の答弁がありました。今定例会の一般質問において、私から家庭ごみの有料化について市民に十分理解を得られていると認識しているのかと質問しましたが、これに対

し、市民の皆さんの関心は着実に高まっていることから、引き続き丁寧な説明を尽くし、理解がさらに深まるよう努めてまいりたいとの環境部長の答弁がありました。確かに関心は高まっているのですが、決して十分な理解が得られているとは言えないと考えます。

また、1リットル当たり1円とする手数料は、安いようにも思えますが、県内で一番高額であり、現在の物価高騰の社会情勢を踏まえると、令和9年10月1日からの施行は市民の理解を得られないと考えることから反対討論といたします。

高田委員

ただいまの議案第131号 富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして賛成討論をいたします。

この条例の改正内容は、今ほど説明がありましたとおり、来年10月1日から家庭系の廃棄物をごみ集積場に排出するときに指定の収集袋を使用させていただくこと、また、そこにかかる手数料を種別ごとに1リットル当たり1円と定めるものです。

この手数料の水準はごみの減量に効果があると思っています。例えば、今まで45リットルの大きなごみ袋を買っていた人が45円を負担することになれば、プラスチックごみやペットボトルなどを混ぜて捨てていたものも、きちんと分別すると20リットルのごみ袋に収まるなど、そのような市民の行動を促すことにもつながると思っていますし、金額面でも中核市の平均額に比べて安価な設定となっています。

資源物等が無料であることもしっかりと分かっていただけで、積極的に分別するという行動を促していただくこと、また、富山市版もったいない運動を推進し、ものを大切にリユース、リサイクルを積極的に取り組むなど、循環型社会を目指す本市として必要であると思っています。

加えて、本市は、富山地区広域圏事務組合を構成する他の市町村と比較して、人口及びごみ排出量において大きな割合を占めており、ごみ焼却施設に関し

ても大きな責任を担う立場であることから、しっかりと市民への理解を得られるよう、これから1年3か月をかけて進めていただきたいという立場から賛成いたします。

委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第131号を挙手により採決いたします。  
本案件について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手多数であります。  
よって、本案件は原案可決されました。  
以上で、環境部所管分の議案の審査を終了いたします。  
報告案件として提出されている  
報告第27号 経営状況報告の件（公益財団法人富山市生活環境サービス）  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

環境政策課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、環境部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務環境委員会環境部所管分を終了いたします。

午前 11 時 28 分    休憩

~~~~~

午前 11 時 43 分 再開

委員長 これより、総務環境委員会財務部所管分の議案の審査を行います。
議案第 129 号 富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第 130 号 富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件、
報告第 7 号 専決処分について承認を求める件（富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件）、
以上 3 件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

納税課長 〔議案第 129 号について、
議案概要書により説明〕

資産税課長 〔議案第 130 号について、
議案説明資料により説明〕

納税課長 〔報告第 7 号について、
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第１２９号、議案第１３０号、報告第７号、以上３件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第１２９号、議案第１３０号、報告第７号、以上３件を一括して採決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決・承認されました。
以上で、財務部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている
報告第２６号 経営状況報告の件（富山市土地開発公社）

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

管財課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、財務部所管分で、議案及びただいまの報告以

外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務環境委員会財務部所管分を終了します。
これで、6月定例会の当委員会に付託されました全
議案の審査は終了いたしました。
委員各位に御相談申し上げます。
委員長報告につきましては、正・副委員長に御一任
願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。
これをもって、令和8年6月定例会の総務環境委員
会を閉会いたします。

令和 8 年 6 月定例会
総務環境委員会記録署名

委 員 長 織 田 伸 一

署名委員 金 山 茜

署名委員 松 尾 茂